

資料：処理施設設置等に係る手続き

1 設置

(1) 許可申請

許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければなりません。(法第15条第2項)

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人においては、その代表者の氏名
- ② 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- ③ 産業廃棄物処理施設の種類
- ④ 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- ⑤ 産業廃棄物処理施設の処理能力（最終処分場である場合には、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- ⑥ 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- ⑦ 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- ⑧ 最終処分場である場合には、災害防止のための計画
- ⑨ その他環境省令で定める事項

また、申請書には、環境省令で定める場合等を除き、施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければなりません。(法第15条第3項)

(2) 告示・縦覧

都道府県知事（政令市は市長）は、政令で定める施設（「許可が必要な処理施設の種類」の※印が付いた施設。以下、「法第15条第4項に規定する施設」という。）の設置許可申請があった場合には、遅滞なく、(2)の①～④に掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、申請書及び添付書類を当該告示の日から1か月間公衆の縦覧に供することとされています。(法第15条第4項)

また、都道府県知事（政令市は市長）は、当該告示を行ったときは、施設の設置に関し生活環境の保全上の見地から関係市町村長の意見を聴くこととされています。(法第15条第5項)

なお、施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から2週間以内に、当該都道府県知事（政令市は市長）に生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができます。(法第15条第6項)

2 許可の基準等

(1) 構造基準

産業廃棄物処理施設を設置する場合には、その設置に関する計画が環境省令（施行規則第12条、第12条の2）で定める技術上の基準（最終処分場である場合には、最終処分基準省令で定める技術上の基準）に適合する必要があります。(法第15条の2第1項第1号)

(2) 生活環境の保全等

産業廃棄物処理施設を設置する場合には、その設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令（施行規則第12条の2の2）で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものである必要があります。(法第15条の2第1項第2号)

また、都道府県知事（政令市は市長）は、法第15条第4項に規定する施設の設置許可にあたっては、あらかじめ、前段に掲げる事項について、廃棄物の処理、大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する専門的知識を有する者に意見を聴くこととされています。(法第15条の2第3項)

(3) 申請者の能力に係る基準

申請者は、環境省令（施行規則第12条の2の3）で定める次の基準に適合する能力を有する必要があります。(法第15条の2第1項第3号)

- ① 当該施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ② 当該施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(4) 欠格要件

申請者が、欠格要件のいずれかに該当する場合、許可を受けることができません。(法第15条の2第1項第4号)

(5) 過度の集中の制限

産業廃棄物処理施設を新たに設置することにより、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設が過度に集中し、大気環境基準の確保が困難となると認められるときは、設置を許可しないことがあります。(法第

15条の2第2項)

3 使用前検査

産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者（以下「設置者」という。）は、当該施設を使用する前に都道府県知事（政令市は市長）の検査を受け、その設置に関する計画に適合していると認められなければ、当該施設を使用することができません。（法第15条の2第5項）

4 定期検査

(1) 対象施設

法第15条第4項に規定する施設の設置者は、当該施設について、定期的に都道府県知事（政令市は市長）の検査を受けなければなりません。（法第15条の2の2第1項）

※ 休止中の施設や埋立処分が終了した最終処分場も含まれます。

(2) 定期検査の申請

定期検査を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事（政令市は市長）に提出しなければなりません。（施行規則第12条の5の2）

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人においては、その代表者の氏名
- ② 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- ③ 産業廃棄物処理施設の種類
- ④ 許可の年月日及び許可番号

(3) 定期検査の頻度

定期検査は、使用前検査（変更許可に係るものを含む。）を受けた日又は直近において行われた定期検査を受けた日のうち、いずれか遅い日から5年3か月以内に受けなければなりません。（施行規則第12条の5の3）

(4) 検査事項等

定期検査は、法第15条の2第1項第1号に規定する技術上の基準に適合しているかどうかについて行います。（法第15条の2の2第2項）

なお、定期検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、罰則の対象となり、30万円以下の罰金に処せられます。（法第30条第3号）

5 変更許可

産業廃棄物処理施設の設置者は、次の事項を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、都道府県知事（政令市は市長）の許可を受けなければなりません。（法第15条の2の6第1項）

- ① 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- ② 産業廃棄物処理施設の処理能力（最終処分場である場合には、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量） ※ 10%以上増大する場合
- ③ 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- ④ 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

6 届出等

(1) 変更届及び廃止届

産業廃棄物処理施設の設置者は、次の事項に該当するときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（法第15条の2の6第3項において準用する第9条第3項）

- ① 施設の軽微な変更を行ったとき
- ② 設置者の氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名を含む。）及び住所を変更したとき
- ③ 焼却施設及びばい焼施設である場合には、焼却灰等の処分方法を変更したとき
- ④ 廃油の油水分離施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設及び汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設である場合には、汚泥等の処分方法を変更したとき
- ⑤ 廃水銀等の硫化施設である場合には、硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法を変更したとき
- ⑥ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合には、熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法を変更したとき
- ⑦ 最終処分場である場合には、埋立処分の計画及び災害防止のための計画を変更したとき
- ⑧ 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項を変更したとき
- ⑨ 着工予定年月日及び使用開始予定年月日を変更したとき

⑩ 設置者に係る次に掲げる者を変更したとき

ア 法定代理人

イ 役員

ウ 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資者

エ 政令で定める使用人（申請者の使用人であって、「本店又は支店（商人以外の者においては、主たる事務所又は従たる事務所）」、「継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの」の代表者）

⑪ 施設を廃止若しくは休止又は再開したとき

(2) 埋立処分終了届

最終処分場の設置者は、埋立処分が終了したときは、その日から 30 日以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（法第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する第 9 条第 4 項）

(3) 最終処分場の廃止確認

最終処分場の設置者は、あらかじめ、当該最終処分場の状況が最終処分基準省令で定める技術上の基準に適合していることについて、都道府県知事（政令市は市長）の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができます。（法第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する第 9 条第 5 項）

(4) 欠格要件該当届

産業廃棄物処理施設の設置者は、別添資料「許可の手続き等」の「I 許可」の「欠格要件」（②～⑦、⑩～⑫（①、⑧、⑨に係るものを除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その日から 2 週間以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（法第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する第 9 条第 6 項）

また、設置者又はその者の法定代理人、役員又は使用人が、精神機能の障害を有する状態となり、廃棄物処理業務の継続が著しく困難となったときは、遅滞なく都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（法第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する第 9 条第 7 項）

(5) 譲受け等の許可

産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、都道府県知事（政令市は市長）の許可を受けなければなりません。（法第 15 条の 4 において準用する第 9 条の 5 第 1 項）

(6) 合併又は分割の認可

産業廃棄物処理施設の設置者である法人を合併又は分割する場合、都道府県知事（政令市は市長）の認可を受けたときは、合併又は分割後の法人が設置者の地位を承継します。（法第 15 条の 4 において準用する第 9 条の 6 第 1 項）

(7) 相続届

産業廃棄物処理施設の設置者について相続があったときは、相続人は設置者の地位を承継し、相続の日から 30 日以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（法第 15 条の 4 において準用する第 9 条の 7）

7 設置者の責務

(1) 技術管理者の設置

産業廃棄物処理施設の設置者は、当該施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければなりません。（法第 21 条第 1 項）

また、技術管理者は、当該施設の維持管理に関する技術上の基準に違反しないよう、維持管理事務に従事する他の職員を監督しなければなりません。（法第 21 条第 2 項）

【技術管理者の資格（施行規則第 17 条）】

① 技術士法に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）

② 技術士法に規定する技術士（①に該当する者を除く。）であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

③ 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

④ 大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑤ 大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事し

た経験を有する者

- ⑥ 短期大学若しくは高等専門学校等の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑦ 短期大学若しくは高等専門学校等の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑧ 高等学校等において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑨ 高等学校等において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑩ 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑪ ①～⑩と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

※ 広島市では、次の講習会の修了者を同等以上の知識及び技能を有すると認めています。

ア 講習会の種類

処理施設の種類	講習会の種類
中間処理施設	廃棄物処理施設技術管理者講習【基礎・管理課程】 産業廃棄物中間処理施設コース等
最終処分場	廃棄物処理施設技術管理者講習【基礎・管理課程】 最終処分場コース

イ 講習会の実施機関

一般財団法人日本環境衛生センター URL <https://www.jesc.or.jp/>
西日本支局 企画・研修課 TEL 092-593-8226
東日本支局 研修事業部 TEL 044-288-4919

(2) 産業廃棄物処理責任者の設置

事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、設置している事業場ごとに、産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければなりません。(法第12条第8項)

(3) 維持管理基準の遵守

産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令(施行規則第12条の6及び第12条の7)で定める技術上の基準(最終処分場である場合には、最終処分基準省令で定める技術上の基準)及び許可申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、当該施設を維持管理しなければなりません。(法第15条の2の3第1項)

(4) 維持管理状況の公表、記録及び閲覧

法第15条第4項に規定する施設の設置者は、当該施設の維持管理に関する計画及び維持管理状況に関する情報であって、維持管理状況の記録・閲覧項目について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければなりません。(法第15条の2の3第2項)

また、下表に掲げる事項を記録し、当該施設(当該施設に備え置くことが困難である場合には、当該施設の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければなりません。(法第15条の2の4において準用する第8条の4)

【維持管理状況の記録・閲覧(施行規則第12条の7の4、第12条の7の5)】

○注意事項

- ・ 記録は、測定結果が得られた日等の属する月の翌月末日までに備え置くこと。
- ・ 記録は、備え置いた日から3年間備え置き、閲覧に供すること。
- ・ 閲覧の求めがあった場合には、正当な理由なしに拒まないこと。

○焼却施設に係る記録項目

区分	記録項目	記録する事項
焼却施設	・ 処分した産業廃棄物の種類及び数量	各月ごとの種類及び数量
	・ 燃焼室中の燃焼ガスの温度	測定位置
	・ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度	測定結果取得年月日
	・ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度	測定結果
	・ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合には、焼成炉中の温度	
	・ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん	除去年月日

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度【年1回以上】 ・ 煙突から排出される排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）【6か月に1回以上】 ・ 排気口又は排気筒から排出される排ガス中のPCBの濃度【6か月に1回以上】※ ・ 処理に伴い生じた排水を放流する場合には、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度【6か月に1回以上】※ <p>※ 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設に限る。</p>	<p>排ガス（試料）採取位置 排ガス（試料）採取年月日 測定結果取得年月日 測定結果</p>
廃水銀等の硫化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処分した廃水銀等の各月ごとの数量 	
廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処分した廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の種類及び数量 	各月ごとの種類及び数量
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溶融炉内の温度を間接的に把握できる位置の温度（温度を直接的に測定できる場合は、その温度） 	<p>測定位置 測定結果取得年月日 測定結果及び推定される溶融炉内の温度</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿の濃度【6か月に1回以上】 ・ 必要な破碎を行う場合には、集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度【6か月に1回以上】 	<p>排ガス採取位置 排ガス採取年月日 測定結果取得年月日 測定結果</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溶融処理生成物の基準適合確認試験【6か月に1回以上】 	<p>試料採取位置 試料採取年月日 試験結果取得年月日 試験結果</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排ガス処理設備にたい積したばいじん及び集じん器にたい積した粉じんの除去 	除去年月日
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処分した産業廃棄物の種類及び数量 ・ 反応中の混合物の温度等 	<p>各月ごとの種類及び数量 測定位置 測定結果取得年月日 測定結果</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理により生じた廃油中のPCB含有量 ・ 処理に伴い生じた排水を放流する場合には、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度【6か月に1回以上】 ・ 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分 ・ PCBの分離及び回収後に生ずる回収液の量（分離施設） ・ 排出した回収液の量及び当該回収液中のPCB含有量（分離施設） 	<p>試料採取位置 試料採取年月日 測定結果取得年月日 測定結果</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除去設備内にたい積した粒子状の物質等 	除去年月日
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度【年1回以上】 ・ 除去設備の出口における生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素の濃度【6か月に1回以上】 	<p>生成ガス採取位置 生成ガス採取年月日 測定結果取得年月日 測定結果</p>
最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量 	各月ごとの種類及び数量
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周縁地下水の水質検査 ・ 浸透水の水質検査 	<p>地下水等採取場所 地下水等採取年月日</p>

・ 放流水の水質検査	検査結果取得日 検査結果
・ 周縁地下水又は放流水の水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合の措置 ・ 浸透水の水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合及び基準に適合しなかった場合の措置（安定型）	措置年月日 措置内容
・ 残余の埋立容量【年1回以上】	測定年月日及びその結果
・ 外周仕切設備、内部仕切設備及び覆いの点検（遮断型） ・ 擁壁等の点検（安定型、管理型） ・ 調整池の点検（管理型）	点検年月日及びその結果 損壊等のおそれがあると認められた場合の措置年月日及びその内容
・ 遮水工の点検（管理型）	点検年月日及びその結果 効果低下のおそれがあると認められた場合の措置年月日及びその内容
・ 浸出液処理設備及び防凍措置の点検（管理型）	点検年月日及びその結果 異常が認められた場合の措置年月日及びその内容
・ 展開検査（安定型）	各月ごとの実施回数 安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日

(5) 維持管理積立金の積立て

安定型最終処分場又は管理型最終処分場（施行規則第12条の7の6に掲げるものを除く。）の設置者は、埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分が終了するまでの間、毎年度、最終処分場ごとに、都道府県知事（政令市は市長）が通知する額の金銭を維持管理積立金として積み立てなければなりません。（法第15条の2の4において準用する第8条の5第1項）

また、当該最終処分場の設置者又は設置者であった者若しくはその承継人は、埋立処分の終了後に維持管理を行う場合や最終処分場の廃止確認を受けた場合などには、維持管理積立金を取り戻すことができます。（法第15条の2の4において準用する第8条の5第6項）

なお、当該最終処分場の設置者が、維持管理積立金の積立てを行っていない場合、都道府県知事（政令市は市長）は設置許可を取り消すことができます。（法第15条の3第2項）

※ 平成23年4月1日以降の積立て義務違反にのみ適用されます。また、許可を取り消された場合であっても、当該許可を取り消された者又はその承継人は、長期的な管理を要する最終処分場を設置したことに伴う一定の維持管理責任を引き続き有することとされ、定期検査の受検義務や維持管理基準の遵守義務などが適用されます。

(6) 事故時の措置

産業廃棄物処理施設においては、廃棄物処理法に基づき、施設の維持管理及び安全管理に努めるとともに、その他の法令（労働安全衛生法、消防法、電気事業法など）に基づき、施設の安全な操業に努めることが必要です。

さらに、事故発生時の緊急対応についても、個々の施設において発生が予測される事故への適切な対処方法をあらかじめ検討し、事故の発生に備えておくことが重要であり、環境省は、「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」（平成18年12月）を策定し、緊急連絡の方法、関係機関への報告、事故後の対応、従業員への教育・訓練など、事故の対応に関するマニュアルを策定する際に定めるべき項目、内容及び留意点等を示しています。

また、特定処理施設の設置者は、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（法第21条の2第1項）

【特定処理施設（施行令第24条、施行規則第18条）】

① 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（P74 図表64 参照）

② 焼却設備が設けられている処理施設であって、当該焼却設備の1時間当たりの処理能力（二以上の焼却設備が設けられている場合には、それらの処理能力の合計）が50kg以上又は火床面積（二以上の

焼却設備が設けられている場合には、それらの火床面積の合計)が0.5 m²以上のもの

- ③ 熱分解設備、乾燥設備、廃プラスチック類の熔融設備、廃プラスチック類の固形燃料化設備又はメタン回収設備が設けられている処理施設であって、1日当たりの処理能力が1 t 以上のもの
- ④ 廃油の蒸留設備又は特別管理産業廃棄物である廃酸若しくは廃アルカリの中和設備が設けられている処理施設であって、1日当たりの処理能力が1 m³以上のもの